

令和5年5月8日

葬祭事業者 各位

北筑昇華苑施設管理者

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の変更について

この度、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、これに伴い「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（厚生労働省、経済産業省）」が改正されましたので、各葬祭事業者におかれましては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、ガイドラインの改正を受けて、北筑昇華苑での対応を変更しましたのでお知らせいたします。

記

【対応が変わる事項】

- 基本的な感染対策は個人の判断に委ねます。
- 「濃厚接触者」としての取り扱い制限を解除します。
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は24時間経過後の通常火葬時間（9:00～16:00）に行い、火葬予約は斎場施設予約システムよりお願いします。

【対応が変わらない事項】

- ご遺体に適切な感染対策を講じることは継続します。

【運用開始日】

- 令和5年5月8日の火葬より運用します。

【資料】

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（厚生労働省、経済産業省）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001091930.pdf>